



# 島根県報

平成30年2月16日（金）

号外第13号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

島根県中山間地域研究センター種苗配付規程

（林 業 課） 2

**告 示****島根県告示第74号**

島根県中山間地域研究センター種苗配付規程を次のように定める。

平成30年 2月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県中山間地域研究センター種苗配付規程

(趣旨)

**第1条** 優良な農林作物の種苗を普及し、もって農林業生産の増強を図るため、島根県中山間地域研究センター（以下「センター」という。）で育成した職務育成品種の種苗を、この告示の定めるところにより配付する。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 品種 種苗法（平成10年法律第83号。以下「法」という。）第2条第2項の品種をいう。
- (2) 種苗 法第2条第3項の種苗をいう。
- (3) 配付 種苗を譲渡することをいう。
- (4) 職務育成品種 センターで育成した品種であつて、島根県職務育成品種規程（昭和58年島根県訓令第2号）第2条第5号に該当するものをいう。
- (5) 登録品種等 島根県登録品種利用権設定等要綱（昭和58年3月29日付け農蚕発第506号。以下「要綱」という。）第2の登録品種等をいう。

(種苗の配付)

**第3条** センターの長（以下「所長」という。）は、県内の農林業者、生産者団体その他所長が適当と認めた者に対して種苗を配付することができる。

2 職務育成品種のうち、要綱第2の規定により利用権設定等を行う登録品種等に係る種苗については、要綱第4第3項の規定による利用権設定等の契約を締結している場合に限り配付することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 県から試験又は研究の委託を受けた者が当該試験又は研究のために利用する場合
- (2) 県との共同研究を行う旨の契約を県と締結した者が当該共同研究のために利用する場合
- (3) 国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学その他の者が設置した試験研究機関において実施する新品種の育成その他の試験又は研究のために利用する場合

3 第1項の規定により種苗の配付を受けようとする者（以下「配付希望者」という。）は、所長が定めるところにより、当該種苗の代金を納付しなければならない。ただし、前項各号に該当する者その他所長が必要と認めた者は、無償で種苗の配付を受けることができる。

(配付の申込み)

**第4条** 配付希望者は、別記様式による申込書を所長に提出しなければならない。

(配付希望者への通知)

**第5条** 所長は、種苗の配付をするときは、あらかじめその種類、品種、数量及び代金並びに代金の納付期限その他必要な事項を配付希望者に通知する。

(譲渡契約の締結等)

**第6条** 前条の通知を受けた者は、当該種苗に関する譲渡契約を締結しなければならない。

2 知事は、前項の規定により譲渡契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成するものと

する。

- (1) 職務育成品種の種類及び名称
- (2) 配付する種苗の数量及び代金
- (3) 代金の納付期限及び種苗の引渡期限
- (4) その他必要な事項

3 譲渡契約を締結した者（第3条第3項ただし書の適用を受ける者を除く。）は、納付期限までにその代金を納付しなければならない。この場合において、納付期限までにその代金を納付しないときは、配付の申込みを取り消したものとみなす。

（所長への報告）

**第7条** 種苗の配付を受けた者は、所長の求めがあったときは、その栽培結果を報告しなければならない。

（利用の制限）

**第8条** 第3条第2項各号に該当して種苗の配付を受けた者は、当該種苗を試験若しくは研究の目的を超えて利用し、又は試験若しくは研究によって生産された当該種苗の収穫物を種苗として利用してはならない。

（適用除外）

**第9条** 種苗を配付する場合において、この告示の全部又は一部の規定を適用することが適当でないと認められる事情があるときは、当該規定は、適用しない。

（補則）

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成30年2月16日から施行する。

別記様式（第4条関係）

年 月 日

島根県中山間地域研究センター所長 様

申込者 住所

氏名

㊞

## 種 苗 配 付 申 込 書

島根県中山間地域研究センターで育成された種苗の配付を受けたいので、島根県中山間地域研究センター種苗配付規程第4条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

品 種 名	数 量	配付希望期日	栽培予定数量	備 考